第30回相続寺子屋静岡

日 時 令和6年5月16日木曜日

時 間 18時15分~19時45分

場 所 産学交流センター7階(ペガサート) 小会議室 1 静岡市葵区御幸町3番地の21 054-275-1655 静岡駅から徒歩5分

講師 田中康雅

題 目 「誰がいつまでに? 相続登記義務化と法改正後の遺言手続きの要点整理」

参加費 会員、一般ともに 1,000 円

第30回相続寺子屋静岡を上記日程で行いますので、参加をご希望の方はメールにて申し込みをお願いします。今回の相続寺子屋静岡は、相続アドバイザー協議会専務理事、司法書士の田中康雅先生に上記テーマでお話していただきます。昨今民法改正にともない、相続を取り巻く環境が大きく変わりました。そのひとつとして4月1日から相続登記が義務化されますが、法改正に伴いSAはどのような知識が求められるのか?相続に与える影響について要点を整理し、お話していただきます。参加資格は問いませんので、お知り合いの方等お誘いあわせの上、ぜひお越しください。

参加者名		SA	期	
		一般	合計	名
Eメールアドレス				
TEL	FAX	携帯		

<申込方法> メールにてお申込ください。メールアドレス: <u>info@shizuoka.zennichi.or.jp</u> ※メールタイトルに「NPO 法人相続アドバイザー協議会 第 30 回相続寺子屋静岡参加希望」と入れ、本文には、①商号②参加者名③連絡先を入力してください。

※メールでの申し込みが難しい場合は全日静岡県本部までお電話 (TEL: 054-285-1208) にてお申込みください。